

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

- ・該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等
償却原価法（定額法）を採用している。
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの
決算日の市場価格に基づく時価法を採用している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形減価償却資産 … 定額法によっている。なお、耐用年数は以下の通りである。

建物	8年から39年
構築物	10年から20年
車輛運搬具	5年
器具及び備品	3年から15年
美術品	8年
- ・無形固定資産 … 定額法によっている。なお、耐用年数は以下の通りである。

権利	15年
ソフトウェア	5年
- ・リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金
将来支給する退職金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の費用に計上し、自己都合による期末要支給額により算定した額を計上している。
- ・賞与引当金
夏季賞与に係る金額のうち、当該会計年度の負担に属する額を計上している。

(4) リース取引の処理方法

- ・ファイナンス・リース取引
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を適用している。
- ・オペレーティング・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用している。

(5) 社会福祉法人会計基準移行前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

- 引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税込経理方式によっている。

3. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- ・確定給付型の制度として退職一時金制度を設けている。

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

- ・当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類（第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）

(2) 事業区分別内訳表（第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）

当法人では、社会福祉事業と一体的に実施する公益事業も社会福祉事業区分に計上しており、収益事業は実施していないため、作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

(4) 収益事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 法人本部拠点区分（社会福祉事業）

「法人本部」

イ 総合リハビリテーションセンター拠点区分（社会福祉事業）

「肢体不自由児通園施設」

「知的障害児通園施設」

「難聴幼児通園施設」

「障害者支援施設」

「就労支援施設」

「補装具製作施設」

「診療所」

「地域在宅巡回事業」

「高次脳機能障害支援センター事業」

「職能評価開発事業」

「企画開発研究事業」

「障害者・高齢者住環境整備事業」

「介護実習・普及事業」

「福祉機器支援センター」

「補助犬訓練事業」

「補助犬認定事業」

「ヨコハマ・ヒューマン&テクノランド実施事業」

- 「児童発達支援事業」
- 「聞こえの相談事業」
- ウ 戸塚地域療育センター拠点区分（社会福祉事業）
 - 「肢体不自由児通園施設」
 - 「知的障害児通園施設」
 - 「診療所」
 - 「児童発達支援事業」
- エ 北部地域療育センター拠点区分（社会福祉事業）
 - 「肢体不自由児通園施設」
 - 「知的障害児通園施設」
 - 「診療所」
 - 「児童発達支援事業」
- オ 西部地域療育センター拠点区分（社会福祉事業）
 - 「肢体不自由児通園施設」
 - 「知的障害児通園施設」
 - 「診療所」
 - 「児童発達支援事業」
- カ 港南地域療育センター拠点区分（社会福祉事業）
 - 「肢体不自由児通園施設」
 - 「知的障害児通園施設」
 - 「診療所」
 - 「児童発達支援事業」
- キ 横浜ラポール拠点区分（社会福祉事業）
 - 「身体障害者福祉センター」
 - 「聴覚障害者情報提供施設」
 - 「スポーツ振興事業（スポーツ）」
 - 「スポーツ振興事業（大会）」
 - 「文化振興事業」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	670,796,813	0	32,462,366	638,334,447
定期預金	30,000,000	0	0	30,000,000
合計	700,796,813	0	32,462,366	668,334,447

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・該当なし

8. 担保に供している資産

- ・該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	800,646,277	162,311,830	638,334,447
建物（附属設備）	5,060,250	290,360	4,769,890
構築物	81,898,341	35,211,600	46,686,741
車輛運搬具	28,980,000	28,979,998	2
器具及び備品	127,171,247	70,855,900	56,315,347
美術品	5,000,000	1,875,000	3,125,000
有形リース資産	336,879,926	117,775,377	219,104,549
権利	2,047,500	685,910	1,361,590
ソフトウェア	58,853,991	10,449,462	48,404,529
合計	1,446,537,532	428,435,437	1,018,102,095

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

- ・該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・満期保有目的の債券は所有していない

12. 関連当事者との取引の内容

- ・該当なし

13. 重要な偶発債務

- ・該当なし

14. 重要な後発事象

(1) 係争中の訴訟等

損害賠償等の請求を受けているものは次のとおりです。

- ・横浜地裁平成30年（ワ）第1385号

損害賠償等請求事件 3百万円

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・該当なし

16. リース取引関係

(1) ファイナンス・リース取引

①所有権移転ファイナンス・リース取引

・該当なし

②所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

その他固定資産

総合リハビリテーションセンターにおける動作分析総合システム一式、撮影機器一式、横浜ラポールにおける映像機器及びシステム一式、入退館システム一式、戸塚・港南地域療育センターにおける脳波計・誘発電位検査装置一式等（器具及び備品）である。

(2) オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

・該当なし